

2024（令和6）年度 特定保健用食品技術部会の活動について考えること

特定保健用食品技術部会 部会長 株式会社明治 川手 雄二

ここ数年、特定保健用食品（以下、トクホ）は、事業者責任で表示する機能性表示食品に押され、新規申請件数は大きく減っています。一方、昨年、機能性表示食品では表示することが許されていない疾病リスク低減表示において、新規の個別申請（規格基準ではない）の表示許可がなされました。

海外に目を向けると、食習慣による疾病発症リスクの増減を背景に、疾病リスク低減表示は Codex ガイドラインに明示され、欧米をはじめ、多くの国・地域で表示が拡大しており、日本の状況は遅れているのではないのでしょうか。このような状況は、日本で生活する方々が疾病リスク低減の機会を喪失しているとも言えるかもしれません。

このような中で、特定保健用食品技術部会として 2023（令和5）年度は、①予見性の確保や事務手続きの簡素化、②疾病リスク低減表示の拡大・拡充、③普及啓発（特定保健指導での活用など）に取り組んでまいりました。2024（令和6）年度も同様の活動に取り組むことを考えておりますが、トクホ制度に軸足を残すものの、視野を保健機能食品制度・特別用途食品制度全体に拡大し、日本健康・栄養食品協会の特定保健用食品部以外の部門とも連携を図りながら、進めていく予定です。多くの事業者にご参加いただき、トクホが利用しやすく、魅力のある制度として運用され、保健機能食品制度・特別用途食品制度の中のポジショニングが明確となり、その延長線上として消費者の健康寿命の延伸に寄与するために、精力的に調査研究したいと考えております。

○ワーキンググループ1：魅力ある制度設計の提案（疾病リスク低減表示の拡大・拡充、保健機能食品・特別用途食品制度の中の位置づけの明確化）

我が国の制度は海外制度と比較して対象が狭く、消費者の健康寿命延伸に大きく貢献できるものとなっていないと考えられる。そのため、これまで疾病リスク低減表示の拡大を目指し、海外制度、申請ガイダンス案、生活習慣病発症リスクファクターなどにフォーカスした表示の在り方等の調査研究を実施してきたが、引き続き調査研究を進めるとともに、行政での検討に提案等を行っていききたい。

また、トクホ制度見直しを検討するには、保健機能食品制度全般から考える必要がある。消費者の制度理解度の向上が進まない中、行政における消費者教育の必要性和事業者との協働、消費者への情報提供や表示文言の在り方検討、他団体とのコミュニケーション等を通して、保健機能食品制度全般からトクホ制度の見直しを提案していききたい。

○ワーキンググループ2：事業者が利用しやすい制度運用の確保（現行制度での運用改善、行政当局への提案・協働）

2024年4月に食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることに伴い、これまで消費者委員会が担当していた安全性・有効性審査も消費者庁が担当されることが見込まれている。そのため、これまで消費者委員会と対応してきた活動は、引き続き消費者庁と対応することになる。

本WGの活動はこれまでの活動を継続し、①（行政・事業者双方の）負担軽減、②審査の見える化（による事業者予見性向上と審査スピードアップ）、2つを想定している。

○ワーキンググループ3：トクホ活用の促進に向けた取組み（行政や保健関連団体を巻き込んだトクホ活用の仕組みづくりと普及啓発）

特定健診・保健指導でのトクホ活用など、行政等の健康施策と連携・連動したトクホ活用の仕組みづくりを進めている。引き続き、厚生労働省、消費者庁、地方自治体、医師会／歯科医師会や栄養士会等職域団体、学会とのコミュニケーションを密にし、具体策の検討推進を行い、より実りのある仕組みを作っていききたい。他にもトクホ全体を網羅した冊子「トクホごあんない」の見直しや、保健指導をターゲットとしたリーフレット等の作成・活用を進めており、継続してトクホ活用促進に向けた取組みを進めていきたい。

以上